要件確認申立書

OSAKA国際会議助成実行委員会 実行委員長 様

OSAKA国際会議助成金に係る交付申請を行うにあたり、当団体は、OSAKA国際会議助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第19条第１項の各号のいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、交付要綱第19条第１項の各号のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、OSAKA国際会議助成実行委員会が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、交付要綱第19条第２項から第５項に基づく措置及び義務に従い、何ら異議の申し立てを行いません。

交付要綱第19条第1項（抜粋）

|  |
| --- |
| ⑴　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団等反社会的勢力」という。）  ⑵　暴力団等反社会的勢力と次のア及びイに掲げる関係を有している者  ア　自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係  イ　暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係  ⑶　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団等反社会的勢力である者及び暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者  ⑷　暴力団等反社会的勢力に自己の名義を利用させて、助成金の交付を受けさせようとする者  ⑸　助成金に関して、次のアからオに掲げる行為を行う者又は第三者を利用して当該行為をさせる者  ア　暴力的な要求行為  イ　法的な責任を超えた不当な要求行為  ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為  エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて実行委員会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為  オ　その他前号に準ずる行為 |

　　　　年　　月　　日

名称（団体名）

氏名（代表者）